

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第 10 回) 議事録

1. 日時 平成 26 年 6 月 2 日 (月) 14:00~16:26

2. 場所 食品安全委員会大会議室 (赤坂パークビル 22 階)

### 3. 議事

- (1) 平成 25 年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (2) 平成 26 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (3) 平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について
- (4) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有路専門委員、大澤専門委員、大瀧専門委員、大西専門委員、  
鬼武専門委員、神村専門委員、小出専門委員、河野専門委員、迫専門委員、  
鈴木専門委員、高岡専門委員、田崎専門委員、民野専門委員、局専門委員、  
戸部専門委員、中本専門委員、夏目専門委員、藤原専門委員、堀口専門委員、  
松谷専門委員、宮野専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

唐木専門参考人、横田専門参考人

(食品安全委員会)

熊谷委員長、佐藤委員、石井委員、上安平委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、山本評価第二課長、  
植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
野口リスクコミュニケーション官

### 5. 配布資料

資料 1 平成 25 年度食品安全委員会運営状況報告書 (案)

資料 2 - 1 ノロウイルス対策の取組等の概要

- 資料 2 - 2 健康食品・サプリメント等に関する情報提供について
- 資料 2 - 3 平成 26 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）
- 資料 2 - 4 企画等専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 2 - 5 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 2 - 6 平成 26 年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）
- 資料 3 - 1 平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子
- 資料 3 - 2 平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画
- 資料 4 リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について
- 資料 5 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書

## 6. 議事内容

○川西座長 それでは、ただいまから第 10 回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は 25 名の専門委員、2 名の専門参考人が御出席です。数名遅れておられるようですが、順次来られると思いますので始めたいと思います。

食品安全委員会からも熊谷委員長、佐藤委員、石井委員、上安平委員が御出席でございます。

なお、本日は 4 名の専門委員、1 名の専門参考人が欠席でございます。

また、本年 4 月から山田専門委員に代わりまして、大澤専門委員が新しく就任されました。

また、唐木専門参考人におかれましては、昨年 10 月の専門委員改選後、初めての御出席となります。それぞれ一言ずつ御挨拶をお願いできればと思います。

まず大澤専門委員からお願いできますでしょうか。

○大澤専門委員 今、御紹介に預かりました大澤でございます。

前任の山田が 1 月の人事異動で違う部署にいきまして、私が後任として山田と同じ品質管理の部署に就きましたので、山田に代わりまして私がこちらに出させていただきますことになりましたので、今後ともよろしく願いいたします。

○川西座長 それでは、唐木先生、お願いできますでしょうか。

○唐木専門参考人 唐木でございます。よろしく願いいたします。

私は食品安全委員会発足のときから、この専門調査会の前身であるリスクコミュニケーションの専門調査会のお手伝いと、肥料・飼料専門調査会のお手伝いをさせていただいておりましたが、昨年 9 月で 70 を過ぎまして退任をいたしました。現在は専門参考人という

ことで、もう少し手伝えということでお手伝いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○川西座長 どうもありがとうございます。

続きまして、事務局で人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。あわせて資料の確認をお願いします。

○山本総務課長 4月1日付で事務局次長として東條が着任しましたので、御紹介させていただきます。

○東條事務局次長 東條です。よろしくお願いたします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は11点でございます。

資料1 「平成25年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」。

資料2-1 「ノロウイルス対策の取組等の概要」。

資料2-2 「健康食品・サプリメント等に関する情報提供について」。

資料2-3 「平成26年度自ら評価案件の決定までのフロー（案）」。

資料2-4 「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）」。

資料2-5 「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成16年5月27日食品安全委員会決定）」。

資料2-6 「平成26年度『自ら評価』案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）」。

資料3-1 「平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」。

資料3-2 「平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」。

資料4 「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について」。

資料5 「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○川西座長 では、議事の進行に従って、何か手元に見つからないものがあれば、またお申し出ください。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を御報告ください。

○山本総務課長 事務局において平成25年11月28日の企画等専門調査会の資料1-3及

び本日の資料5の確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの御報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川西座長 よろしいですね。それでは、議事に入りたいと思います。

議事(1)の平成25年度食品安全委員会運営状況報告書についてでございます。まず事務局から資料の説明をお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料1をお開きいただければと思います。平成25年度1年間の食品安全委員会の運営状況をまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきますと、目次の後に横長の資料がついてございます。この資料の見方でございますが、右側の欄があらかじめ定めました25年度の食品安全委員会運営計画でございます。また、左側につきましては、それに対応する実績について記載をしております。資料の16ページから具体的な資料でございますので、こちらも後ほど御覧いただければと思います。

説明は横長を中心に御説明を申し上げたいと思います。

1ページ、総論でございますけれども、食品安全委員会では25年度におきましてはBSE対策の見直し、これは我が国の検査対象月齢の引き上げでございます。そのほか食品中のリステリア・モノサイトゲネス、食品中のヒ素及びオクラトキシンAの評価を取りまとめております。また、後ほど資料にもございますように、年間で252件の評価結果を返しております。これは過去10年間を通じても最多でございます、特に数の多い添加物、農薬、動物用医薬品などの評価を着実に実施してきております。

また、リスクコミュニケーション関係では連続講座の実施、委員会英文電子ジャーナルの発刊、Facebookといった新しい取組みを実施しながら情報発信を行ってまいりました。また、昨年7月には委員会設立10周年ということで、国際共同シンポジウムをこれを記念して開催しております。

2ページ、3ページ目が、委員会及び専門調査会の開催状況についてでございます。

(1) 親委員会につきましては、41回の開催をしております。

(2) 企画等専門調査会におきましては、昨年度は6月、11月、そして今年に入り1月という3回ほど開催してきておりまして、自ら評価についての御審議でありますとか、26年度の運営計画等について御審議をいただいたところでございます。

(3) が各ハザードごとの専門調査会の開催状況でございます。(3)の中ほどから下あ

たりの記載は、そのハザードの担当の専門調査会以外の専門調査会に属する専門委員の方でありますとか、外部の参考人もお招きしての審議の例を記載しているところがございます。

(4) 専門調査会の連携の確保という点では、各専門調査会に共通して関連する分野について、例えば暴露マージンを用いたリスク評価方法であるとか、遺伝毒性発がん物質のリスク評価といったものについての勉強会を行っております。

(5) リスク管理機関との連携では、局長級会合を年間2回ほど開催しております。また、その下のレベルでの幹事会を原則週1回、毎週金曜日に顔合わせをしながらさまざまな情報交換を行っているところがございます。

事務局体制の整備という点では、評価事務を行う課を2課にするといった、事務局組織の再編や評価を担当する職員の定員増を図っております。

(7) は10周年記念事業の概要を記載しております。

続きまして2(1)からが評価の案件ごとの状況でございます。企業申請品目につきましてはタイムクロック制を敷いております、標準処理期間を定めております。企業申請物は25年度中は120件の評価要請を受けまして、評価を開始したものとしては109件ということでございます。このうち1件につきましては毒性に関する判断を行うに当たり、複数回にわたる調査会での審議が必要であったということで、標準処理期間を超過しております。

すぐ下の行からが全体の姿でございますけれども、25年度中は228案件の評価要請をいただき、前年までに要請があったものも含めまして252件ほどお返しをさせていただいております。この252件のうち「自ら評価案件」が2件ございまして、食品中のヒ素とオクラトキシンAにつきましては評価が終わっております。

以下4ページにかけまして、各ハザードごとの状況を記載しております。

5ページ(2)ですが、評価に関するガイドラインの策定としては、農薬関係で3本ほど策定をいたしております。例えば中ほどにありますように、暴露評価対象物質に関する考え方でございますとか、あるいは農薬の短期間の摂取によって健康に及ぼす影響について、既に国際的にもリスク評価機関で使われてきている急性参照用量の設定における基本的考え方などを取りまとめ、評価にも活用しているところがございます。

(3) 自ら評価案件について、まず選定状況でございますが、この企画等専門調査会におきましても2度にわたり御審議をいただいたところがございます。その結果を2月の親委員会でも審議をいたしております、25年度におきましては自ら評価の案件候補として選定されたものはないが、麻痺性貝毒についてファクトシートを作成する。それから、ノロウイルスについて情報収集、積極的な情報提供、サプリメントについても積極的な情報収集及び情報提供を行い、これらは次年度も継続して議論を行うとされたところがございます。

次に既に選定されました評価案件の進捗状況でございますが、1つ目の食品中の鉛につ

きましては、これは現在、事務局において知見の収集中でございます、それが終了次第、調査審議を行う予定でございます。6 ページ、食品中のヒ素、次のオクラトキシンAにつきましては先ほども御紹介しましたとおり、評価が終了しております。アルミニウムに関する評価につきましては現在、審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとり次第、他の暴露要因との知見を収集した上で調査審議を開始する予定でございます。加熱時に生じるアクリルアミドは既に化学物質部会において審議がされておりますし、クドアにつきましても微生物・ウイルス専門調査会において審議を開始している状況でございます。

③は自ら評価の結果の情報発信でございますが、昨年取りまとめをしましたヒ素につきましてはパブリックコメント期間中にセミナーを開きまして、情報発信をいたしております。また、オクラトキシンAにつきましても、季刊誌に特集を組んで情報発信に努めております。

そのほか評価案件として選定されなかったものとして、ファクトシートを作成したものとしてはクロムと調理器具に用いられているシリコン、シガテラ、さらにラップフィルムから溶出する物質、これらの4本について作成を終了しております。

7 ページをお開きいただければと思います。3 の評価の結果に基づく施策の実施状況の監視でございますけれども、年間2回にわたって書面調査をいたしてございまして、その結果、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件については、進捗状況について親会議で確認をしております。18回調査につきましては厚労省のほうから農薬1品目、動物用医薬品5品目、計6品目について進捗が遅れているものについて報告をいただいております。

8 ページ、4 は食品の安全性の確保に関する調査研究事業の推進でございます。

(1) が研究事業でございますけれども、たくさん数字が並んでいて恐縮でございますが、25年度中に動いていた研究案件としては13件ありまして、まず23年度に採択した4課題、24年度に採択した4課題、25年度に新規採択した5課題となっております。

24年度に終了した11課題について評価を行いまして、研究成果発表で発表をいただいております。

26年度の新規課題の選定を進めてございまして、優先実施課題を決定し、それをもとに募集をし、32課題の応募があり、6課題を選定しております。

また、今回のフォローアップから研究成果がどのように評価等に活用されたかということに記載していくこととしております。25年度におきましては農薬の急性参照用量設定における基本的考え方の策定や、オクラトキシンAの評価等にこれまでの研究事業の成果を活用しております。

9 ページ(2) は調査の推進でございます。25年度においては4課題を調査課題として選定し、調査を実施しております。26年度の新しい課題につきましては6課題を選定し、現在、入札公告等の手続を行っているところでございます。この調査事業についても同様

に調査の成果物の活用状況について記載をすることとしております。25年度は食品中のヒ素の評価、クロムのファクトシート作成等に、これまでの調査事業の結果を活用しております。

5はリスクコミュニケーションの促進でございます。これにつきましてはさまざまな手段を活用しながらわかりやすい情報発信に努めております。①ホームページや、②メールマガジンにつきましては約1万人の会員の方に閲覧をしていただいているところでございます。また、季刊誌の食品安全でありますとか、さらに新しい取り組みとしてはFacebookを2月に立ち上げ、2カ月間の短期間に400名を上回る「いいね！」を押していただくなど、御支持をいただいているところでございます。

(2) マスメディア、消費者団体とは、それぞれ年3回ずつ意見交換会を行っております。

(3) 意見交換会でございますが、食品安全委員会が主催するものとしては合計50回開催をしております。開催に当たりましてはできる限り少人数のグループによる意見交換方式をとるといったような形で、効果的な形での開催に努めてきたところでございます。また、25年度の新しい取り組みとしては、一般消費者の方々に対しまして食品の安全性について体系的な理解を目的とする連続講座、6回ものを初めて実施させていただいております。当初、募集人数が40名というところ、これを大幅に上回る応募がございましたので、2回ずつ分けまして全員の方が受けられるようにしたところでございます。

(4) が関係府省や地方公共団体との連携によるリスクコミュニケーションでございます。

(5) が食品の安全性についての科学的な知識の普及ということで、講師派遣回数等について記載をしております。

12ページ、6の緊急事態の対処のところを御覧いただければと思います。25年度中に発生した事案といたしましては、10月のタイで製造されたロールキャベツ等に国内で未承認の遺伝子組換えパパイヤが使用されていた事案。年末の冷凍食品への農薬マラチオン混入事案。年が明けてから浜松市におけますノロウイルスの規模の大きい集団食中毒の事案といったものが発生いたしております。これらそれぞれにつきましては、食品安全委員会としては関係行政機関と連絡をとりながら、ホームページによるハザード情報の提供を行っております。また、農薬マラチオン混入事案につきましては、特に詳細に対処状況を記載をしております。

(2) は緊急事態の対処体制の整備でございますけれども、前回の企画等専門調査会で訓練の実施状況について詳しく御報告をさせていただきました。これを受け、委員会における緊急時対応の手順のポイントを取りまとめ、委員会の電子掲示板の整備やプレスリリース及びQ&Aのテンプレートを整備するといった取り組みを進めております。

(3) はそれぞれどの時期に、どのような訓練をしたかということに記載しております。昨年4月から12月にかけて、段階を踏んで緊急時対応訓練を行ってきております。こ

これらの訓練結果の検証によって幾つかの点が確認されたということで、これも前回御報告させていただきましたけれども、大きく4点についてまとめさせていただいております。

7は情報の収集、整理及び活用でございます。常に最新情報を得るため、国際機関、海外の政府機関、メディア、学術誌の論文等、日々情報を収集いたしまして和訳、整理し、日報及び隔週報としてまとめまして関係機関にも配布をさせていただいております。また、一般の方々が御覧いただけますように、食品安全総合情報システムにも登録をしております。

13ページの下、8からが国際協調の推進でございます。国際会議への出席回数でございますとか、次の14ページになりますけれども、海外研究者等の招へい。これは昨年7月の国際共同シンポジウムや、11月にヒ素のセミナーを実施した際に海外の研究者の方々にお越しをいただいて、講演をいただいております。

(3)は、海外の食品安全機関との定期会合の開催でございます。

1つ目は、豪州のリスク評価機関であるFSANZという機関と、昨年7月に第1回定期会合を東京で開催しております。また、ヨーロッパのリスク評価機関であるEFSAとは、今年1月に入りましてイタリアで第2回定期会合を開催しております。そのほか欧米各国のリエゾングループ、化学物質であるとか微生物のそれぞれのリエゾンに私どもの職員も参加をし、日常的に情報交換をしているところでございます。

(4)が海外への情報発信でございます。評価書要約の英訳を40件行いまして、海外の関係機関に発信をしております。そのほか新しい取り組みとして、昨年11月に査読付きオープンアクセス電子ジャーナル、これは食安委の英文電子ジャーナルでございますけれども、創刊いたしました。そして、第2号を今年3月にリリースしているところでございます。これらに評価の結果であるとか、食品安全に関する論文を掲載することによって、国外にも広く情報発信をしているというところでございます。

以上、御説明申し上げましたような内容を1年間の委員会の運営状況として総括いたしましたのが、15ページの1枚でございます。大きく4つほどの柱を立ててまとめております。

1つ目は食品健康影響評価でございますが、25年度中は252件の評価を終了し、着実に評価を実施することができたと考えておりますが、依然として評価中の案件が470件近くありますので、引き続き評価体制を強化することが必要であるとしております。また、国際機関等と情報交換を行い、最新の評価方法について検討を進め、評価能力のさらなる向上を図ることが必要であるということも記載をしております。

自ら評価案件につきましては、ヒ素とオクラトキシンAが評価が終了したということと、加熱時に生じるアクリルアミドの調査審議に入りましたので、一定の進展が見られたとしております。

2つ目の研究事業でございますが、これにつきましては研究課題の選定の段階と中間評価の段階と事後評価の段階と、それぞれ適切にその妥当性とか有用性などについて評価を

しているところをごさいますして、研究成果を着実に評価等に活用できたと考えておりますが、さらにより一層評価に活用されるように事業のあり方を検討する必要があるとしております。

3点目に、リスクコミュニケーションでございます。これらについては国民の方々の関心の高いテーマについてテーマとして取り上げて、意見交換会を実施してきたところをごさいます。特に25年度からの新しい取り組みについて記載をしております。また、食安委ができて10年経過しておりますので、改めてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討していくことも書いてございます。これは本日の専門調査会の最後にリスクコミュニケーションあり方勉強会について御報告をさせていただきますので、そのようなところで具体的な御議論をいただこうと思っております。

4点目、緊急時対応については個別の事案については適切に情報提供することができたと考えておりますが、より適切に緊急事態への対応を行うことができるよう体制整備を図る必要があるということでもとめております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいはこの報告書案につきまして、質問あるいはコメント等がございましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。特にございせんか。どうぞ。

○戸部専門委員 6ページの自ら評価の結果の情報発信というところで、今後この委員会でも自ら評価のテーマの案件を検討すると思ひますので、参考にお伺ひしたいのですけれども、iのところの食品中のヒ素に関する食品健康影響評価について、パブリックコメント期間中にセミナーを実施されたということなのですが、そのセミナーを実施することによって例えばそれに関する幅広い人から意見があつたとか、セミナーをしないときと比べて何か集まってくる意見に違いが見えたのかどうかというところがもしわかれば、教えてください。

○川西座長 事務局いかがでしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 これはパブリックコメント期間中に説明会を行い、評価書の中身について知つていただいて、より適切にパブリックコメントに資するようということでもやっておるのですが、このヒ素につきまして比較していませんので、パブコメ期間中に説明会を行った結果寄せられた意見に違いがみられたかどうか判然としなところではございます。

○川西座長 どうですか。

○姫田事務局長 ヒ素というのは何らかの意見をお持ちの方というよりは、むしろ私どもで評価した結果、特にヒ素の場合は最終的なリスク評価結果として今後まださらに情報収集とかデータの収集が必要であるという答えをしたものですから、まだ要するに評価の一里塚みたいなところであったと思います。それについてむしろ御意見というよりは、きちんと私どもの評価結果あるいは JECFA の評価結果が国民の皆様方あるいは企業の皆さん、生産者の皆さん方に、あるいはリスク管理機関がリスク管理する上で役に立つようにということを考えておって、いわゆるセミナーもやっております。そういう意味ではまだまだ、特にヒ素については最終的な形には落ち着いていないものですから、そういう意味では意見というよりは、これからみんなでまだ勉強していく段階になっていたと思います。

○川西座長 鬼武専門委員、どうぞ。

○鬼武専門委員 2点、質問と意見という形であります。

1点目は、10ページと15ページのリスクコミュニケーションのところであります。私が以前に伺ったときに、25年の新たな取り組みとしてということ、食品安全委員会としては一般消費者に対しての食品安全性のセミナー企画だったので、実際に集まったのは企業の食品の安全に関するカスタマーサービスセンターみたいなところのお答えするか、今回の企画に対して世の中として求められているのは、むしろそういう方の参加が多かったのでしょうか。その辺を確認して、要するに記載されている一般消費者ではなかったのではないのでしょうか。こちらから出そうとしているものと、求められているものは、実は対象者が違ったのではないかという気持ちがあったので、この辺はどういうふうに評価されているのか1つお尋ねしたいというものが1点あります。

2点目は、今回の15ページでもいいですし、農薬の Acute Reference Dose のところで一応書かれているところなのですけれども、日本では国際的にはかなり早い段階から ADI と同じようなレベルで、24時間以内に摂取することが問題になるということで Acute Reference Dose の設定が必要ということで、ことし2月に入り食品安全委員会で考え方の整理と、その後にリスク管理機関のほうで考え方を整理するということになっていると思うのですけれども、まだ日本の理解としては、このもの自体がいわゆる意図的混入なり、何か悪さをしたときの評価とされている専門の方もいらっしゃるみたいで、そのような考え方ではなくて慢性的な毒性以上に、24時間以内に短期的に農薬摂取によって問題となることが起こることによっての管理が必要だという、そういう正確に理解のところはまだまだ不十分であって、専門の方も何となく意図的なところでの指標だと思われている方もいらっしゃるみたいです。ぜひ急性参照用量についてはそういう意図的なものによる理解ではないということ、ぜひ伝えていただきたいというのが2点目です。

あと、細かい点ですけれども、もう一つは14ページのところで海外のいろいろ行かれていますとき、EUROTOXと13ページに入っていますが、日本語の何か説明が、ヨーロッパの毒性機関か何かの強化会議だったとか、そういうものを入れたほうが良いような気がします。抜けているのかどうかよくわかりませんが、それだけが入っていません。

以上です。

○川西座長 今の3点に関していかがでしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 今回の連続講座の件について私からお答えさせていただきますと、御指摘のとおり、初めは一般消費者の方を対象と企画して募集いたしました。が、実態といたしましては企業の品質管理部門の方とか、そちらの方からの申し込みが非常に多うございました。平日の昼間に実施しているとかそういうことも影響しているのかなと思いますが、ある意味、そういった方々が企業の窓口として一般消費者の方と向き合っているという事で、そちらのニーズが非常に高かったのかと思っております。ですので、そういった方々を通じて一般消費者の方々にこういった食品の安全についての知識と言うのでしょうか、そういったことを広めていっていただきたいという思いで講座を開催したところでございます。

以上でございます。

○川西座長 今のは大体それでよろしいですか。

○鬼武専門委員 ですから、当初は食安委は一般消費者と言っていたけれども、むしろ求められているのはもっと身近に食品の安全性に関して接する中間の人たちだということですね。そういう理解があれば来年以降もそういうセミナー企画する必要がありますし、ターゲットが違うのではないかという気持ちがあったので、あえてお尋ねしたのです。

○川西座長 ありがとうございます。

では、2つ目についてはいかがでしょうか。

○山本総務課長 先ほど農薬の急性参照用量設定についてお尋ねがありました。これにつきましては当食品安全委員会では評価を行うに当たっての基本的な考え方を、今年2月にまとめております。

これは先ほどお話がありましたように、意図的混入だけを意識したものではございません。今まではADIという形で長期間の経口摂取によって健康に及ぼす影響の指標を評価の指標として設定することを主眼にしておりましたけれども、それにとどまらず、農薬の短期間の摂取により健康に及ぼす影響について評価をする。現在、国際的にも評価機関で使

われている評価手法である急性参照用量を用いていく。その設定に当たってどのような基本方針、手順で評価をしていくかということを決めたものでして、原則として、全ての評価対象農薬について検討を行っていくということで整理をさせていただいております。

3点目でございますけれども、EUROTOX につきましては今、御覧になっておりますのは1年前に策定いたしました計画のところ、何の日本語表記もないのでわかりにくいということであったのであろうと思います。これは欧州毒性学会のことでございますけれども、わかりやすいように工夫をしたいと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

よろしいですか。ほかにもございますか。

○山根専門委員 12 ページで緊急時対応なのですけれども、冷凍食品の農薬混入のとき事業者から当初適切でない情報提供があって、速やかに訂正をされたということがありました。これで事業者やマスコミのあり方等もいろいろ課題が見えたわけなのですが、そのあたり関係省庁と対応策のようなことの議論は進んだのでしょうかというのが質問です。まずは事故検証第三者委員会のようなところが検証されていたと思うのですが、その報告を待って、さらにまた何か対応をされるのかということのを教えていただきたいと思っておりました。

15 ページには、今後こういったことに対して体制整備を図る必要があるという記載がありますけれども、これは今後の課題という理解でよろしいのでしょうかという質問です。

○川西座長 お願いします。

○姫田事務局長 まず、マラチオンの件については、当時はまだ ADI も ARfD も当方で出していませんでしたので、JMPR の情報を厚生労働省、農林水産省にお伝えするということが1つ。

もう一つ、どうもいわゆる業者が発表している値がおかしいのではないかとということで、厚生労働省に対して JMPR のデータに基づいて計算して欲しいという話をして、その結果厚生労働省から事業者の是正指導をされたということです。

具体的には厚生労働省の御指導のもとだと思っておりますけれども、いわゆる第三者委員会をされていますが、実際のいわゆるメーカーさんの指導は厚生労働省のほうなので、私どものほうから直接することはありませんが、むしろ先ほど鬼武専門委員からお話があったように、安全の管理部門のところでは基本的な科学的知識が欠如していたということが非常に問題だと思っております。ですから、そういう意味でもあわせて先ほどの連続講座とか、そのほかのことで関係業界の情報のレベルアップということを図っていきたくと考えているところでございます。具体的には厚生労働省の指導となるかと思っております。

○川西座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

今の問題は、私どもの研究所の者が実は当該メーカーから話を伺っています。それによると当該メーカーそのものは相当体制を強化した。そもそも食品会社ですから特定の農薬に関する特定の情報というのはもともと多くはありません。ただ、今回の事件をふまえて、基本的な食品の安全性情報を取り扱う部門を当該企業は指導を受けて強化した。ただ、一般的に他の企業でどうかということは別問題かもしれませんが、そう伺っています。ほかにございますか。

○河野専門委員 今年度1年間の取り組みが求められているということで、15ページの最後に25年度の運営において課題が明らかになったので、次年度も以下のような形のところに重点を置きつつ、運営を進めていくということで受け取らせていただきました。

それで伺いたいのは、1点目が食品安全モニターさん。こういった方、毎年半数ずつ改選ということで募集されると思いますけれども、その皆さんは現在スムーズにその数が充足していて、その方たちとのコミュニケーションがしっかり図れているかというのが1点目です。

2点目は、やはり私自身は食品安全委員会さんがリスクコミュニケーションも含めまして、国民に対して本当にしっかりした情報を日本の健康影響評価に責任を持つ行政の機関として情報提供してくださっていると思っておりますが、そのあたりの信頼獲得ということが今後の課題かなと思っております。どんなに正しい情報を出しても、やはり信頼感というものがそこに伴わないと安心には結びつかないわけで、そのあたりの信頼の構築に関して、今後の考えていらっしゃるころがあれば教えていただければと思っております。

○川西座長 いかがでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 食品安全モニターの関係でございますけれども、実は先週からまた今年度のモニター会議が、全国で、東京を皮切りに始まっておりまして、食品安全モニターの方は470名おられまして、この制度は食品安全委員会が発足して以降、ずっとやっております。昨年10周年を迎えましたので、食品安全モニターの制度に関しましてもそろそろ少し今までの成果なりを総括しまして、このままでいいのか、あるいは変えるべき点はないのか、これにつきましては検討していきたいと思っております。

2点目は、食品安全委員会として、さらにその信頼を得るべきではないかという御指摘だと思いますけれども、私ども評価のほうは科学的な専門家の方が一生懸命やっておりますので、あとは情報の発信でございますので、昨年度から報道関係者の方あるいは消費者団体の方との定期的な意見交換の場あるいは連続講座等、いろいろな場を通じまして私どもの成果といいますか、声を届けていく。声を届ければ当然リアクションがありますので、その繰り返し、積み重ねによってきちんと信頼を得られるように、今後さらに努力してい

きたていと思っております。

以上でございます。

○姫田事務局長　まずリスク評価について言うと、私ども事務局としては、専門調査会の科学者の方々がきちんと科学に基づいてどちら側かというと、いわゆるバイアスがかからない評価をしていただけるように我々が支えていくことが大事だと思っています。まず科学に基づいた評価をしていただくことが一番大事だろうと思っています。そのためには我々はしっかりとやってかないといけないと思っています。

信頼なのですけれども、いわゆる信頼は一朝一夕にできるわけではないので、私どもが今、植木が申し上げたように、きちんとした情報開示と情報提供をしっかりとやっていく。それで何年間の間に皆さん方から、むしろ河野専門委員から「そうだったわよね」と言っていた日をお待ち申し上げているということだと思っています。ぜひよろしく願いいたします。

○川西座長　では、中本専門委員、どうぞ。

○中本専門委員　質問なのですけれども、メルマガと Facebook を今、利用されて情報提供されていますが、Facebook のほうの参考資料、41 ページでしょうか。年代別比率なんかが出ているのですが、過去はメルマガのほうの年代比率も出していただいていたような気がするのですが、これはメルマガと Facebook で何か年代が変わっているとか、情報のとり方がかわっているというような、何かこちらからの動きがまた変わっているようなことはあるのでしょうか。

○川西座長　このあたりいかがでしょうか。今すぐ答えられますか。

○野口リスクコミュニケーション官　実はメルマガのシステムが変更になりまして、以前は年代別に読者層といいますか、登録された方を集計で把握できるような仕組みでしたのですけれども、システムが変わりましてそういう集計ができないという形になりましたので、今回そういった分析をお出しできていないという状況でございます。

○中本専門委員　一応、戦略的にリスコミをするというふうには何かこの会議でもずっとおっしゃっていたので、できるのならば、よりよくなったという結果がここに反映されるように、この Facebook をやってよかったという結果がここに載るといいかなと一般国民は思うので、またよろしく願いいたします。

○川西座長　そういう配慮をしてくださという御意見と承りました。

ほかにございますか。どうぞ。

○横田専門参考人 質問というよりは、要望的な感覚で聞いていただければ結構なのですが、先ほども鬼武専門委員から出てきていますとおり、急性参照用量の導入に伴いまして多分、一般の方々が、例えば新聞等々で「基準値を超過しています。」と言われたときには、直ちに ARfD を超過しているのではないかと誤解されることがあるかと思えます。実際にその基準値というのは申請者が提出している残留のデータをもとにして基準値が設定されているものですので、基本的には全て ARfD から見れば全然問題ない数値です。超過しているイコール危険という誤解がないように、このあたり食品安全委員会だけの問題ではないですけれども、リスク管理機関と連携していただいて、リスクコミよろしくお願いたいたいのというのがまず 1 点。

今後急性参照用量の導入に伴いまして、新しい化合物等々につきまして、あるいは ADI がまだ未評価のものにつきましては淡々と同時に評価していくことは、時間もそれほどかからずにできることは重々理解しております。ただし、一度 ADI が設定されているものについては、二度審議ということになってきますので、先ほどの御説明の中でも滞貨がいろいろ残っている状況で、今回の急性暴露評価の導入にともない、部会、事務局の方々の負担が増えるのは重々理解しておりますが、タイムリーに申請案件が進めるようお願いしたいと考えています。といいますのも、現場として新しい農薬、安全性の高い農薬の登録というのはひとつ望まれていることですので、そのあたりも御検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○川西座長 ただいまの要望ですけれども、どうぞ。

○姫田事務局長 まず、今回 ARfD を設定するという事になったわけなのですけれども、それまでもいわゆる、大分、保健所くらいまではそういう意味では基準値を超えたから、あるいはさらに言えば一律基準を超えたからというのは、必ずしも食品の安全性に直接かわらないという話はプレスリリースでは保健所なんかもしてくれるようになっていきます。もちろん農林水産省、厚生労働省のプレスリリースはそういうような書き方をしております。

今回、ARfD をつけることによってより明確になるのではないかと考えておりますし、そういうことをしていかないといけないと思えます。

ただ、残念なことに実際にマスコミなんかでは別に農薬に限ったことではなくて、基準値の何倍とかというような書き方をどうしてもされてしまうので、私どもかなりそういうことについては、ここでも書いてありますけれども、消費者との懇談会だけではなくて、メディアとの懇談会もやっていて、その中でメディアの方々に丁寧にそういうことも含めて説明はさせていただいております。残念ながらメディアというのは私ども役人よりも回転

が早くてどんどん変わられるので、毎年毎年同じことをやっているようなところはあるわけなのですが、積極的にそういうことについても十分情報提供していきたいと考えているところでございます。

もう一つ、企業申請物の新しいものについては原則的にクロックが入っているので、1年間ということになっております。ただ、それは審議の時間でございます、私どもが質問しているときにお答えをいただくまではクロックは止まっていますので、できるだけ早くというか、質問しないでいようにバッテリーをそろえていただければ、早くできるのではないかと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○川西座長 民野専門委員、どうぞ。

○民野専門委員 5ページ(3)の④「自ら評価を行う案件の定期的な点検、検討及び実施」の一文について、お伺いします。そこに、『サプリメント』については積極的な情報収集及び情報提供を行うこととされ、・・・とありますが、これに関連してお尋ねしたいと思います。

今、食品の機能性表示の規制緩和ということがかなり問題になっていると思います。それについて多くの生活者の方々も漠然とした不安を抱いているというような状況を耳にしております。そんな中で食品安全委員会として食品の機能性表示の規制緩和について、どういったスタンスを持ってこれからやっていこうとされているのか、やっていくというふうにお考えなのかということをお教えいただきたいと思っております。お願いいたします。

○川西座長 これは基本的に食品安全委員会の問題ではないかもしれませんが、どうぞ。

○山本評価第二課長 今、座長がおっしゃったとおり、消費者庁が関係省庁、有識者のもとで、この中でも参加されている委員の方がいらっしゃいますけれども、各界の意見を聞きながら新たな制度を構築しようとしている。それは緩和という一面的な捉え方ではなくて、今、釈迦に説法ですけれども、特保と栄養機能食品がある。それ以外の健康食品というのが野放図にというか、いろいろなものがある。その中に一定のルールを持ち込む。それはどういうルールがいいのかということをお議論しているものだと思います。その中で企業の責任感において確認する事項とか、表示すべき内容を一つ一つ整理して、私なんかも会議に参加させていただいておりますので、その中でしっかり整理されていくことがよりわかりやすい、今のわけのわからない状態のものが1つでも改善されていくのかという期待を持って対応しているところです。

○川西座長 いかがでしょうか。

○姫田事務局長 もう少し申し上げますと、食品安全委員会としては、効果については一切私どものほうは関係ございませんので、効くか効かないかは一切コメントする気はございません。

安全性についてどう担保していくかということが大事だと思いますけれども、要するに特保でも栄養機能食品でもなくて、ドラッグストアにいっぱい売っている薬品用のものがたくさんあるので、それをどうするかというのも1つ考えていかなければいけないということがあるかと思います。それをよりましな姿にしていくのが1つあるのかなと思っておりますけれども、いずれにしても食品安全委員会といたしましては、消費者庁とも十分連携を図りながら、最後は消費者庁が決めるのですが、安全性をどう担保していくかということについて十分に意見を申し入れたいと思っているし、現在も申し入れているところです。

でも最後に安全性そのものを確保していくのは、この制度自身が表示でやっていくので、最終的には食衛法で安全を担保していかないといけなくなってくる話になるので、制度としてどう設計されるのか、具体的に実際に取り締まりはどうされるのかというのは、まだまだ議論があるところだと思っておりますし、きちんと厚生労働省がどうされるかというのが明確になってこない、全体像としては見えてこないなと思っております。

○川西座長 どうぞ。

○植木情報・勧告広報課長 情報提供という観点で少し御説明させていただきますと、これは資料2-2なのですけれども、私どものホームページはカラーで印刷しているページでございますが、このホームページの右側のFacebookの下のところに健康食品に関する危害情報というボタンをつくってございまして、ここをクリックしますと、裏面のいわゆる健康食品による健康被害事例ということでキャンドルブッシュ、アマメシバ等でございます。私ども海外情報も集めてございまして、あるいは関係省庁、関係機関の情報を集めてございまして、日本の方にとって可能性があるものについては、こういう形で見やすいように情報提供してございます。もちろん私どもだけではございませんけれども、私どものほうでもこういう形で情報提供をしているということでございます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

後でまた御説明していただこうと思っている資料説明に進んでいますけれども、どうぞ。

○有路専門委員 議論を前に戻してしまうのですが、12ページのところの例のメーカーさんに農薬混入があったマラチオンの事件についてのところなのですが、メディアさん等の

書きぶりというのはいろいろあるとは思いますが、基本的にこのメーカーさんは非常に迅速な対応をとられたほうだと思っていて、いろいろその情報に誤りがあったとしても、それができたのはそもそも ISO の 22000 をとっていて、非常にレベルの高いロット管理をされていたということは、専門の方はよく御存じだと思うのですが、実際のところ、我が国の例を挙げると水産加工施設のうちの HACCP 手法を取り入れているのは 20% 程度しかなくて、残りの 80% はとてもではないけれども、そんなレベルにない中で、非常に重要な機会というふうにこの事件を捉えたとすると、要するにどれぐらいの期間でデータを把握して、どれぐらいの期間で何をしないといけないのかという企業側の危機管理の手法を、これは厚労省が整理して指導をするところなのかなという気はするのですが、せっかく起こった事件、言い方は悪いですが、なので、このときの情報とか流れというものを整理して、企業さんに対して早い話がこういう危機に対して対応できるようなやり方を提供できる機会があればいいのではないかと思います。

なぜそう申し上げるかということ、企業さんごとに ISO なり HACCP なりしているところはあるのですが、やっていないところはとてもではないけれども、こんなレベルに達していないので、そういうところをつつかれるとかなりダメージが大きいので、そこは食安委です話でないかもしれませんが、どこかでやれる機会があればと思いますので、そこら辺はコメントということでお願いします。

○山本総務課長 その件につきまして、政府全体の取り組みといたしましては、消費者庁を中心に私どもと厚労省、農水省などが入りまして、このたびの冷凍食品への農薬混入事案を受けました今後の対応パッケージを、年度末にまとめてございます。また、つい先日、企業のほうの第三者委員会の検証の最終報告が出たと聞いておりますので、またそうしたのもも目を通させていただきながら、企業側においてどのような対策を打っていただくのがいいか、関係省庁と一緒に議論してまいりたいと考えております。

○川西座長 全体が教訓とするということなのだろうと思いますが、それ以外に何かございますか。

○鬼武専門委員 今回の関係で、今回起こった事案については農林水産省の消費・安全局も非公開ですが、意図的混入防止に関する検討会を開催してまして、多分、議事録は 1 回目のものは出ていると思いますので、そこでも少し教訓化されて、企業としてどういふことが必要かということについて今後、課題としては世の中に報告書として出されるというふうに思っています。

以上、情報提供です。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○藤原専門委員 先ほどの資料 2-2 の健康食品・サプリメント等に関する情報提供ということでお聞きしたいのですが、特に健康食品・サプリメントというのは非常に幅広いところから手に入ってくるということで、例えばインターネット販売なんかの場合は、海外から入ってくる場合が非常に多いと聞いておりますし、医薬品の入った健康食品というかサプリメントが中国あたりからかなり入ってきておまして、例えばやせ薬と書いていますが、ダイエット関係なんかでも甲状腺ホルモンを入れていたりしたり、てんかんの薬が入っていたり、いろいろなものが含まれる中で、そういうところまできちんと情報収集されるのかどうかを確認したいのですが。

○植木情報・勧告広報課長 まず 1 つは関係省庁のホームページとかそういう公式な情報と、あと私どもは海外情報をいろいろな国の政府機関とか、あるいはマスコミの情報等を毎日、毎日集めてございますので、その中にかかってくるもので日本の方に影響があると想定されるものは、ここに載せるようにしています。

○川西座長 運営状況報告書に関連したことで、ほかに何かございますか。

では、一応、今までの御意見を総合すると、ほとんどはそれぞれの項目へのコメントというか、こうしていただきたいということが多かったように思います。中で 1 つ先ほど EUROTOX の部分が必ずしも親切ではないということがございますので、この点は修正していただいて、これは単純にそこだけ直すと米国毒性学会という、これは SOT という略になるとは思いますけれども、それとの関係もあります、それらを修正していただいて、その結果を最終的に私のほうで確認させていただくという形をとって、それ以外の部分は特にこの報告書案そのものを訂正すべきという御意見はなかったと思いますので、その部分を修正して食品安全委員会に報告することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○川西座長 それでは、この報告書案に関しては、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

次に、平成 26 年度の 2 つ目の議題、平成 26 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件評価の進め方についてですが、まず前回の企画等専門調査会において、ノロウイルスにつきましては現在、国で行われている取り組みについて事務局で資料を取りまとめ報告することになっていたかと思えます。

それから、先ほども既に資料 2-2 で説明がありましたが、藤原専門委員からの説明も

含めて関係することですけれども、サプリメントについては積極的な情報収集及び情報提供を行うことになっていたということで、資料がございますので事務局から資料2-1、資料2-2について御説明をお願いいたします。

○植木情報・勧告広報課長 御説明いたします。資料2-1でございます。ノロウイルス対策の取り組み等の概要でございます。厚生労働省ともいろいろと相談をしながらこの資料を作成したわけでございます。

1 ページ目の下、スライドのページでは2 ページ目でございますけれども、これでノロウイルス食中毒の発生状況でございます。1 行目に患者数はおおむね1 万 5,000 人前後、件数はおおむね 200 件前後でございますが、実は日本の場合には御承知のとおり報告ベースでございますので、実際に発生している数はこれよりもかなり多いと一般には言われているところでございます。

次のページにまいりまして、月別の発生状況でございますけれども、これは太くて赤い線の四角のところ、これは平成 25/26 でございますが、この数字が厚生労働省さんの集計の関係で1 月までしかないのでございますけれども、見ていただきますとわかるとおり、大体毎年月別には同じような傾向で発生してございまして、そして、ことだけが特に多いというわけではないということだと思っております。上のほうが件数でございまして、下のほうが患者数のそれぞれの累計でございます。

スライド番号5 ページ、6 ページでございますけれども、ノロウイルスの特徴が書いてございます。集団感染の制御はかなり困難ということが書いてございます。

下のほうは衛生管理の概要とございまして、ノロウイルスの場合には持ち込まない、拡げない、加熱する、つけないという4 原則で厚生労働省さんではいろいろと取り組みを強力に進めていると聞いてございます。私どものほうでも情報提供をしております。

スライド番号7 番、8 番でございますけれども、厚生労働省ではいろいろな通達等を出しておりまして、ノロウイルス食中毒対策についてということで平成 19 年にペーパーを出してございますし、下のスライド番号8 では、ノロウイルスの感染症対策としましてもいろいろとやっているところでございまして、特に関係通知等のところでございますけれども、医療機関等における、あるいは社会福祉施設等におけるということで、それぞれより注意が要るところにはこのような形で通知を出して対策を行っている、注意喚起を促しているということでございます。

スライド番号9 番、10 番でございますけれども、一般国民向けの周知でございますが、厚生労働省ではQ&A とかビデオの配信とかリーフレットを作成しているということ。その下のところの一般向けの周知（続き）で、食品安全委員会とか農林水産省のホームページで、食中毒予防のポイントを記載しているところでございます。

スライド番号 11 番、12 番でございますけれども、ことし1 月に浜松市大規模食中毒事案があったわけでございますが、御承知のように原因食品は食パンでございますけれども、

汚染原因とか立入調査での指摘事項等がございますが、四角で書いてございますけれども、食品産業において人が食品に手を触れる機会をいかに減らすか。やはり人の手というのはいろいろな、完璧にいつも清潔を保つことは難しいものですから、そういう人が食品に手を触れる機会をいかに減らすかということが、重要な課題ではないかと考えているところでございます。

スライド番号 12 が最近の関連研究等でございますけれども、厚生労働科学研究あるいは私どもの食品健康影響評価技術研究等でいろいろ取り組んでいるということが書いてございます。

次に、参考資料ということで分厚い資料でございますが、私どもが 2010 年 4 月に行いました食品中のノロウイルスに関するリスクプロファイルという資料がございますが、1 枚おめくりいただきまして、いろいろと多岐にいろんな観点から書いてございますけれども、10 番にその他がございますが、32 ページを御覧いただきたいのでございますが、一文だけで大変恐縮でございますけれども、上に「諸外国における評価の事例等」とございまして、以下の文書が存在するが、包括的なリスク評価事例はないと書いてございまして、日ごろから私どもは海外の情報も集めているということを申し上げましたけれども、ことし 3 月に EFSA、欧州食品安全機関が食品における病原体暴露リスクに関する 1 つのレポートを出してございまして、その中でもノロウイルスの汚染及び感染力に関する研究は少なく、そのウイルスを定量したデータがほとんどないということが書いてございまして、そういう面ではノロウイルスに関しましては我が国だけではなくて、各国がまだまだ取り組むべき課題が多いと認識をして今、取り組んでいるということだろうと思います。

次が資料 2-2 でございますけれども、健康食品・サプリメント等に関する情報提供でございますが、これにつきましては先ほど御説明したとおりでございますが、右側の Facebook の下のところに健康食品に関する危害情報。先ほど局長のほうから申し上げましたように、私どもは安全性という観点でございますので、危害情報ということになりますので、私どもが集めている国内外の情報の中からそういう危害情報を集めまして、裏面にありますようなこういうような形で情報を整理しまして、それぞれのサイトへリンクしたりしまして、こういう情報をわかりやすく伝えているところでございます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

昨年度の自ら評価のときに、このノロウイルスを中心とした感染症、それから、サプリメントに対して皆さんの意見が比較的集中していたということで、今までとっている対策についてまとめていただいたのですが、これに関して何か質問、コメントございますでしょうか。

○大瀧専門委員 ノロウイルスについてですけれども、消費者の方たちに情報を提供して

おりますと、目に見えないから怖いんですよという意見があります。中では相談を受けた件なのですが、調理をしていた小さな学生寮なのですけれども、そこでノロウイルスの集団食中毒が起きてしまって、誰が保菌者かということになり、立場の弱い方が保菌者ではないかと責められて、その方は病んでしまい、実はその方ではない、責めていた方のほうが保菌者だったのですけれども、ノロウイルスについてどうしたらいいのかという相談を受けたことがあります。なかなか零細なところほど大変なのではないか。職を失うぐらいの事件になってしまうのではないかと思います。

予防のポイントについては広く一般の方に知らされてきていると思うのですけれども、このリスクプロファイルの内容の多くは伝えられていないのではないかと感じております。これだけ流行するのでしたら、もう一步踏み込んだ情報提供があってもいいのではないかと感じております。もちろん話す相手によってだと思いますが、説明できる機会があれば、そういう方たちには説明していったほうがいいのではないかと感じております。

例えばリスクプロファイルを見ておりますと、ノロウイルスの動き、生活環ですね。もともと人に感染するウイルスだったのが、排泄して海水が汚染することでカキや二枚貝が非常にノロウイルスを濃縮してしまいまして、たまたま生食するのがカキであって、そのカキを食べたらまたノロウイルスに感染して、体内でまた増殖して、空気を介して人が感染して、また人の排泄物が海水に流れてというこの循環、生態系にのったノロウイルスの循環の仕組みなどを絵で説明したりすれば、もう少し理解が進むのではないかと。あとは鳥インフルエンザのような人畜感染みたいなウイルスとは性質が違うということもわかっていただけるのではないかと思います。このリスクプロファイルをもう少し説明できるようなスライドにできるような絵とか、オフィシャルなものをつくっていただけたら説明しやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○川西座長 今の点についてはいかがでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 厚生労働省等も含めて、いろいろと相談をしてみたいと思います。

○姫田事務局長 ノロウイルスは今、大瀧専門委員がおっしゃったように、昔はいわゆる二枚貝を中心に人への循環が強く言われた。専門家の渡邊先生がいらっしゃるので言いづらいたいのですが、どうも貝の産地対策がかなり進んでいて、それについてはむしろ食品安全委員会はしっかりとやっていかないといけないというところだったので、どうもそうではなくて、いわゆる人から人への二次感染がふえてきているので、なかなか食品安全委員会では手を出しづらいたいような状況になってきている。むしろ厚生労働省でしっかりと人から人への感染の対策を進めていかないといけない状況になってきているところなんです。

○川西座長 渡邊先生、何かコメントございますか。

○渡邊専門委員 感染研のホームページに少しその辺の情報というのは載っていますので、見ていただければと。もう少しわかりやすく漫画というか、図解でということですので、それは割と担当者がこの間、地域住民の人たちの説明のためにつくったものがありますので、それをホームページに載せるようにいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○迫専門委員 渡邊先生に教えていただきたいのですけれども、ノロウイルスについては従前は生ガキから、今おっしゃったような形で循環していくといわれておりました。今回28ページの資料の中では人から人への感染事例の増加ということで、人から人への感染が50%を超しているという状況で、もちろんそちらがメインではないかということで、先ほど食品安全委員会から説明がありました。

そこで、初発と言ったら変なのですが、必ず生ガキスタートになるものなのかどうか。つまり毎年毎年これだけふえてきている、発症がふえてきているということになってくると、既にスタートの段階から人から人へということがあり得るのではないか。その辺のところは実際にはどうなのかということをもっと教えていただきたいと思います。

○渡邊専門委員 まず1つ、ノロウイルスは培養方法がないので、なかなか完全に感染源とウイルス保有者のことをちゃんと調べる方法がないということが1つ。現在、行っているのは、そういう意味で遺伝的な解析またはエライザとか抗原の検出を用いた解析をやっているのですが、実態がなかなかよくわからないというのが1つ大きな問題です。このリスクプロファイルは、私が微生物専門調査会の座長だったときに中心に皆さんと一緒につくったものなのですけれども、このとき全事例の50%以上がヒト-ヒト感染で冬場に発生があるということです。ただ、夏場にはないかということ、そんなことはないのですが、人の中でキャリアされて、そして、それがどうしてふえてくる条件が成り立つのかということまでわかっていないです。

確かに冬場になると、人の腸管とか何かでふえたものが排泄されて、それが環境を汚染して、またカキ類とかそういうものによって濃縮されて、そこの中でキープされている。それをまた人が食べると移る。その移るときにヒト-ヒト感染の場合の一番大きなものが、下痢した人とか嘔吐した人の排泄物・嘔吐物とかの処理をうまくやらないと、それが乾燥した段階で空気中に舞い散って、それを吸引した人たちが、その吸引されたものがたまたま食道、胃のほうに行ってしまうと、そこで感染者になるということを繰り返していると

ということですので、対策としてはやはりならないような対策というか、生ガキなどを生でシーズンのときに食べない、熱をかけるというのが1つだと思うのですが、あとは嘔吐とか下痢を起こした人の汚染物の処理を間違わないようにやる。そして拡散させるのを防いで、なるべく集団事例とかにならないような方法を特に学校とか職場とかホテルとか、そういうところで気をつけながらやっていくというのがまずは我々ができることです。

これに対してワクチンの開発が日本でも、もちろん世界でも行われています。感染研でも行っているのですが、これはなかなか厄介なのは抗原性が非常に多いのです。今 G2 とか G4 が流行っていますけれども、ジェノタイプがたくさんあって、そうすると抗原性も少しずつ違ってしまいます。そうすると1回かかっても二度、三度感染はありというような状況なので、どこら辺までをカバーできるようなワクチンをつくれればいいのか問題点です。

今、あるメーカーで2つのタイプの開発を中心にやられていますけれども、それは主だった現在流行しているものですが、ただ、それに対してワクチンができると、恐らくそれに対して抗体を持つと、ウイルス側がそのウイルスでないほかのドミナントに変わってしまうということで、どんどん繰り返していくというサイクルをとってしまうので、最終的なワクチンの開発はどの型にも効くようなワクチンをつくらないといけないという、インフルエンザと同じような悩みがあるというのが現状で、今、臨床試験のⅡ相かⅢ相ぐらいまでいっているんで、そのうち少なくとも5年以内ぐらいには特定の方に対するワクチンが出てくると思います。それがロタとかその辺と同じような形での感染予防ということには使われると思うのですが、先ほど言ったようなまだ解決しなければならない問題はたくさんあるというのが現状です。

○迫専門委員 もう一点でございますけれども、今のお話を踏まえて、それから、少しページが見当たらなくなってしまったのですが、子供の感染性胃腸炎の発症と重なっているということが記載されています。そうすると人間の吐瀉物または汚物についての処理をするときに、従前のアプローチはノロウイルスに感染するといけないからと、感染者の吐瀉物を処理するときに留意せよというアプローチなのですが、これからの人から人へという感染を考えていったときに、どういう胃腸炎であってもその可能性ということを考える必要が非常に強いのではないかと思います。特に人から人へということのスライド等の中で明確に普及していくことが必要ではないか。これは食品安全委員会の仕事ではないかもしれないのですが、国として連携してやっていただく必要があるのではないかと思いますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

今のお話の中で、私は必ずしもこの問題の専門ではないので、私が誤解しているかもしれませんが、この資料2-1の3ページ目、4ページ目の心は一体どこにあるかということをよく考えてみると、確かに平成24年から25年にかけてのラインは高いのです

が、必ずしも年々ふえているという数字ではない。だから迫先生は年々多くなっているというふうにおっしゃっていましたが、多分この数字を素直に読むと決して多くはなっていない。去年、大きな問題が浜松で起き、非常にマスコミが集中的に報道したということがあったのだらうと思いますが、必ずしも傾向で見るとふえているわけではないというのは、私はこのデータを見て目が覚めました。

どうぞ。

○神村専門委員 臨床医として少し実感を補足させていただきたいのですが、やはり数年前よりも特にですけれども、生ガキを食してのノロウイルス感染と思しき症例には滅多に出会わなくなりました。実際によく出会うのは保育施設においての乳幼児が感染して、そのお父さん、お母さんとか御一家が全員感染するとか、インフルエンザよりも感染力が強いと私としては実感しておりますが、その辺のところは専門の先生に伺いたいのですけれども、病状もそれほど重くはない。数日、養生していれば脱水症さえ起こさなければ大丈夫というぐらいで後遺障害なども少ないのですが、社会的な損失、親も休まなければいけないとか、そういう意味での大きさが非常にあって、件数が減っているのは老人の介護施設等では対策が十分とられるようになりまして、非常に減っておるとというのが実感です。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○堀口専門委員 厚生労働省に忘れられているので補足をさせていただきたいのですが、私は厚生労働科学研究費を、当時の私の上司であります順天堂大学の丸井英二教授のもとで、その感染対策を学ぶというところでリスクコミュニケーションのツール開発の研究費を平成19年から21年までの3年間いただいていた中に、それは全ての感染症を対象とした研究費でございましたが、ノロウイルスにテーマを絞りまして1つ教材をつくっております。

その教材はボードゲームになっておりまして、全国のショッピングセンターや保健所などで使用していただきまして、実際に感染が減ったかどうかという効果ではなくて、教育に関する効果ではありますが、それも厚生の指標という論文に既にまとめさせていただいております。

それを社会に普及するためにいろいろ実は画策をしておりましたが、サイエンスアゴラやいろいろなところに出展して、実際にゲームを体験していただき非常に公表を得ておるのですけれども、何せお金がかかるので、最初どこかが引き取っていただかないと、最初のゲームをつくるのに400万、500万の投資が必要というところで、ゲームが普及するところまでにはまだ至っておりません。

ショッピングセンターの中の、それは子供から、先ほど先生に臨床の専門ということでお話がありましたが、保育施設の施設職員の研修や介護施設の研修などでも私のところにホームページを出しておりますので、興味のある保健所の職員などからはお問い合わせがあつて、貸し出しをしてやっている現状であります。

食品安全委員会でもこのように問題になっておりますので、どうにかして世に出したいと思い、今回 JST の実装研究費に応募はしようと思っておりますが、何か皆さんからも力添えを頼むことがあろうかと思っておりますので、そのときにはどうぞお力添えをよろしく願ひいたします。

○川西座長 お力添えができる方々、お力添えをよろしく願ひいたします。

ほかに何かこれに関して。どうぞ。

○高岡専門委員 ありがとうございます。

先ほどからお話がございますように、どうしてもノロウイルスというのがカキからというイメージが非常に強くて、必ず何かの発表もカキに由来してという話があるのですけれども、例えば今日いただきました参考資料 26 ページの表 35 に輸入の生鮮魚介類のノロウイルスの検出状況でございますが、見ますと生食のカキは 97 検体中 2 件しかない。一番この中で比率が低いということで、実は一番安全な食材になっているのではないかという気がしました。

実際問題としまして、漁港に行きますと生ガキに対しての対策は徹底的にやっております、万が一、1 つでも出たら全てのカキの出荷を停止するというぐらいに徹底しております、それは十分に生食ということに関しましては相当対策ができています。

ですから、そういう状況の中で、まだカキだと言うには余りにもカキに申しわけないなという気持ちがありまして、やはり食品安全委員会でございますから、その食品のもので何が危ないんだ、何が大丈夫だということを正確に出す必要があると思います。ただ、やはり生で食べる貝類というのは非常に少ないですから、そういった意味では生ガキというのはたくさん食べられますのでリスクがあるのかもしれませんが、やはりその辺の情報はもう少し正確に出せるようにして、生食のカキに関しましては少なくとも私は大分対策が進んでいるのではないかと。

飲食店をやっておりますと、お客様がお腹を壊した。カキではないかというふうにはまずカキを疑われるのがありまして、実際の原因がぼやけてしまうということもあるものですから、ぜひその辺はカキはもちろん危険は危険なのだけれども、生食に関しましては大分安全になっていますよという情報を出すというのも、この食品安全委員会の中では大事な仕事ではないかと思っておりますので、ぜひ御検討を願ひたいなというものでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大澤専門委員 このリスクプロファイルを見させていただいて、目次にはカキという言葉がたくさん出てきます。しかし中身をよく見ていけば人から人への汚染が多くなっている等の様々な状況がわかります。

今、御意見があったように、恐らくカキについては漁港さんとか業者さんが様々な対策をとられていて管理をされている結果が恐らく 25 ページの市販用生食カキのノロウイルス濃度というところで、少なくなっているのがわかってくるのかなと。ただ、このプロファイルを見ると発表が 2010 年なので、使用されている資料が 2008 年、2007 年、2006 年ぐらいまでというものがありますから、それ以降のデータを集めていけば、他の切り口とか、他の注目点というものが出てくるのかなと思いました。しかし目次だけ見てしまうと「カキ」という言葉がたくさん出てくるので、カキの印象が強くなります。

ただ、現状は皆さんがおっしゃっているように、それ以外の様々な起因があり、現状の新しいデータを蓄積すると見えてくるものがあるのかなと思いましたので、一応コメントさせていただきました。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○迫専門委員 1 点だけ。グラフで示されている発生件数とか人数のグラフなのですが、これは人から人への問題も、それから、カキから人へというものも全部含めてのものだと思うのですが、厚労省はこれでいいかと思うのですが、食品安全委員会としては食品由来のものと、人から人へのものと分けた発生件数または人員等のグラフができたらしければいいなと思いましたが、追加させていただきます。

○川西座長 この議論をずっと続けていると、ずっと続きそうな部分があるのですが。

○姫田事務局長 今いろいろな御意見をいただきましたが、今、座長がおっしゃりかけたように、ずっとノロウイルスをやっているわけにもいきませんので、確かにリスクプロファイルについては、ただ、ほかのリスクプロファイルと違ってと言ったら怒られますけれども、特にこのリスクプロファイルはしっかりできているので、またつくりかえるということになると専門調査会でそれなりの議論をしていかなければいけなくなってくるので、できるデータの更新などは進めてまいりたいと思いますが、その中での対応をさせていただければと思っています。

きょう皆さん方からいろいろと御意見をいただいたことについては、さらに私どもがやれることはやっぺいこうと思っております。ただ、多分、ノロの感染経路が特定できるほ

どのデータはないと思っておりますので、残念ながらトータルの数字しかありませんので、やれることを全部進めてまいりたいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

今、2つ資料2-1、資料2-2を事務局が用意したのは、昨年度の自ら評価のときに、この2つに関してもう少し何かできるのではないかというような御意見が最後までございましたので、一応、今の時点でこういう形でまとめていただいて、自ら評価に関してはこれからまた議題の中の資料2-3で、26年度に関してテーマを募集するわけでございます、それを審議する上でこの資料を参考にさせていただくということで、きょうの議論は皆様からご意見をいただいたということで切り上げさせていただいて、次に進むことよろしいですか。最後どうしてもこれは言いたいという御意見ございますか。なければまた次に26年度の自ら評価案件を決定する過程で恐らく出てくるのではないかという予想もありますから、そういうときにまた今回の資料なども参考にさせていただいて、議論できればと思いますので、次に進めさせていただければと思います。

続きまして、本年度の自ら評価の案件選定の進め方について事務局から説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料2-3～資料2-6を使いまして御説明させていただきます。

平成26年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)を資料2-3でまとめてございます。全体的な流れとしては昨年度とほぼ同様でございますけれども、7月から8月にかけて、一般の方からの意見募集あるいは専門委員、食品安全モニターから、こういった候補が考えられるかということで御意見を頂戴したいと考えております。それを事務局でまとめまして、めどとしては11月ぐらいになるかと思いますが、この企画等専門調査会で御審議をいただき、第1回目の絞り込みをお願いしたいと考えております。また、その後、年明け2月ごろ、この企画等専門調査会におきまして、第2回の絞り込みをお願いしたいと考えております。

昨年度と異なります点は、案件候補として挙げてきていただいたもの、1回目を絞り込んだものについて、昨年度までは自ら案件候補として決定するか否かという二者択一で御審議をお願いしていたわけでございますが、このたびの議論も考慮いたしますと、選ばれなかったものについて食安委として何ら取り組みはしないのかというような、マイナスのイメージで捉えられてしまうことにもなりますので、仮に評価案件候補として選ばれなかったとしても、例えばファクトシートをつくるか、あるいは情報収集や情報提供の中でも、特に重点を置いて積極的に行っていく案件候補として取り組んでいくといったところまで御意見をいただいたほうが審議を進めやすいのではないかということで、この2の絞り込みのところの落としどころを複数の選択肢を考えて御議論をお願いしたいと思ってお

ります。

そして、ここで得られました結果を、その後の食品安全委員会親会議のほうに報告をいたしまして、ここで自ら評価案件を選定するかどうかということも含めて最終的な決定をいただくかと考えているという流れでございます。

一番下のアステリスクにありますように、企画等専門調査会における審議後、必要に応じリスク管理機関などの関係者への説明や、評価サイドの専門調査会の専門委員の方々の御意見も伺ったりして、考え方を整理していきたいと思っております。

資料2-4でございます。食品安全影響評価対象候補の選定基準となりますけれども、国民の健康への影響の程度に照らして、評価の実施の優先度が高いと考えられるものを候補として選定し、食品安全委員会に報告するというものでございます。選定基準としては、以下のいずれかに該当するものということで、1つ目が健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。あるいは(2)でございます。健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには評価の実施の必要性が高いと判断されることというものでございます。

この選定に当たりましては、国民の評価ニーズであるとか、科学的知見の充足状況にも配慮するものとするとしております。

資料2-5でございますが、これは秋から企画等専門調査会で御審議をいただく際に、事務局として提出をさせていただき資料の情報の項目でございまして、どこから来た評価要請かとか、要請の内容、あるいは御要請の内容に応じて事務局が収集、整理した危害要因に関する情報でありますとか、その他3の(1)～(6)に相当するものについてどのような状況になっているかということをお示しさせていただいて、議論を進めていただければと思っております。

最後に資料2-6でございますが、この選定プロセスを御了承いただけますと、早速この7月から一般の方々からの意見募集をこの資料2-6の紙を使って行いたいと思っております。下線部で先ほど資料2-4で御説明申し上げました選定基準について記載をさせていただいている次第でございます。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容、今年度に関しては自ら評価に取り上げるか取り上げないかということ以外に、少しそれぞれの段階でファクトシート作成案件候補とか、積極的な情報収集、情報提供等、情報収集を行う案件候補として、こういうところまでプラスアルファで審議しようというところが今回のこのフロー案の心と私は理解しましたが、いかがでしょうか。御意見あるいはコメントございますか。

○戸部専門委員 今回、案件候補の取り扱いについて、このような4つのケースを最初から想定した形で決めますというふうに決めていただいたのは、非常に考えやすいというか、意見を出す人も出しやすいのではないかと考えて、これはすごくいいなと思いました。

それで資料2-4で選定基準として、(1)はこれまでの案件候補の絞り込みのところとそんなに解釈を変えなくてもいいと思うのですが、(2)である程度幅を持たせた形での基準と捉えるのがいいのかなと私は解釈しました。

そんな中で、選定の段階ではなくてもっと先の話かもしれないのですが、選定した結果、例えばファクトシートをつくり出すというふうになってきた場合に、やはり今までと同じようなアウトプットではなくて、もう少し国民の評価、ニーズというところも配慮するというのであれば、少し情報の出し方もニーズに合った形でやっていくのがいいのかなと聞いていて、先ほどの資料2-2のサプリメントは典型的な事例だと思うのですが、ニーズの高い案件の1つだと思うのです。先ほども少し議論がありましたように、サプリメントの商品そのものの監視は消費者庁ということだと思いますが、こういうものは使い方との関係で安全性というものも変わってくるので、食品安全委員会も積極的にかかわる必要があるのかなと思いました。

そこで、どんな形で情報を出していくかということを考えてときに、裏側のところで危害情報ということで、これまではどちらかと言うと健康被害の事例があったり、あるいは新しい知見があったものを中心に出されてきたのかなと私は思っているのですが、例えば国民のニーズだとか、今後起こり得る危害というところを考慮していくのであれば、例えばサプリメントの市場での流通量だとか、そういったものも考慮していくなど、技術的な情報が先行する情報提供ではなくて、市場の状況を見据えた情報提供、要するに市場で流通が多いものについては、その安全性はどうかといった見方も今後必要になってくるのかなと思いました。

いずれにしても、今回、選定の考え方を変えたということであれば、その先の情報提供の仕方も、もう少し今までとは違った形で可能性が広がるのではないかと考えています。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○植木情報・勧告広報課長 ファクトシート関係も含めて情報提供について工夫すべきというお話、御提案かと思っておりますけれども、今、ホームページからファクトシートにたどり着くのがなかなかという話がありましたので、その点はファクトシートというものがホームページ上からすぐわかるようにして、そのファクトシートのボタンをクリックすると一覧表が出るとか、そういう形でもう少しファクトシートにアクセスしやすいように、そこはなるべく早くしたいと考えてございます。

以上でございます。

○川西座長 どうぞ。

○堀口専門委員 私も選択肢が幾つかということで考えやすくなったと思います。

実際に集まった後の、ここの専門委員会に出てくる資料が先ほど戸部委員からもあったような流通量だったり、そういったような出てきたものに対して少し資料を加えていただいて、ここで資料に挙げれば、それに関して議論がもう少ししやすくなるのかなと思っています。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

何かコメントございますか。今、要望ということになるかと思えますけれども。

○山本総務課長 できるだけ議論しやすいような資料をつくるという観点から、工夫をしていきたいと思っています。

○川西座長 それでは、夏目専門委員、どうぞ。

○夏目専門委員 私も選択肢が広がったという意味では、つまり意見を出す人たちにとりまして、とても有意義ではないかと思えます。

その上で情報の出し方については、今、数名の委員からお話があったのですが、資料2-6のところ、その提案に当たっては選定基準に該当することを説明する情報をあわせてお送りください。これは当然のことだと思いますけれども、提案する人のこの提出する情報の範囲というのは、どうそこに具体的に幾つかポツで示されていますけれども、今までもやっていて、例えば案件としてはいいのだけれども、情報が不十分なので、上がるまでにはいかないとか、現状はどうなのかを教えてください。つまり、項目としては適当であっても、そこに付加する資料なり情報がないとここでは選定基準になかなか入ってこないのではないかというイメージを持ったものですから、その後の情報提供というよりも、選定基準に上げていく段階での提案者からの情報基準というものについて、現状を教えてください。

○山本総務課長 今、資料2-6をごらんになっているかと思えますけれども、御提案に当たってあわせて情報をお寄せいただく内容は、例えばこういうものだとということで幾つか下のほうに列举をさせていただいている次第でございます。

集まったものを見ておりますと、論文まで挙げてこられる方もいらっしゃる、私の周りでこういうことがありましたという形で上げて来られる方もありまして、実際その情報

の精度はまちまちでございまして、それを事務局が大体1カ月から2カ月ぐらいかけて精査をさせていただくことになってくるかと思えます。

○川西座長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○植木情報・勧告広報課長 簡単な補足でございますけれども、要は足りないところはなるべく情報は私どものほうでも集めて、それでこういう項目についてなるべく情報を整理してきたというのが今までの経緯でございます。ただ、そうは言ってもなかなか漠としたものとか、いろいろなものがございまして、必ずしも同じようなレベルの情報が集まるかというところではございませぬけれども、それはそれとしてなるべく私どものほうとしては情報がそろうようにはやってきましたつもりでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

多分、従来リスク評価ということでのクライテリアで言うと、既存に相当程度のきちんとしたデータがないと候補に入れないということで、なかなかこの自ら評価の対象にできなかったということ。それについては提案者が何も全てを出せということではなくて、事務局のほうもそういうことをやって、総合的に評価はするけれども、いずれにしてもそのあたりは提案者が必ずしも全部しなければならぬということではないということですね。それ以外に、どうぞ。

○鬼武専門委員 今までの委員から意見が出ていますように、これまで最初のころから自ら評価の候補についていろいろ課題があって整理されたということで、私もこの中身については非常にいい中身ということで合意いたします。

その上で1つお尋ねをしたいのは、いわゆる自ら案件ということで、出すほうの方もいろいろな方がいらっちゃって、これまでの案件でも私の記憶では例えば人工甘味料が危ないとか、余りにも漠然とした質問をしていて、そのときにこれは安全ですと書いてあるのだけれども、実はその人が本当に聞いていることがわかっていないのではないですかとそのとき聞いたときも、その聞いている方とやりとりができないので、こういう形でしか回答できませんという話がたしか前にあったと思うのです。今回も多分、質問や自ら評価の候補とされる方はその内容について詳しく、そのことにかなり精通されていて、自ら案件として候補を上げてくる方と、一方で漠然としたような世の中で質問されるということがあると思うのです。候補案件によっては、少しフォローを事務局の方が相手に対してすることは可能なのですか。それは従来どおりできないのですか。そこを確認したいです。

○川西座長 どうぞ。

○山本総務課長 御提案をいただく際に連絡先とか氏名とか、そちらもあわせてお寄せいただきますので、不明な点がありましたら極力確認をさせていただこうかと思っております。

○鬼武専門委員 ぜひそういうふうにしてください。前のとき、多少それができないというふうには私は記憶していたので。できないというか、やりにくかったというか。改善していただけるのだったらそのような進め方で結構です。

○川西座長 多分たくさんテーマが出されますから、なかなか一件一件に関して全部にそういう形の対応は難しいでしょうけれども、重要だというテーマに関しては、それはもちろんやっていくということは事務局としてもぜひともお願いしたいところですし、いずれにしても出てきたときにどのぐらいテーマが出てきているかということ、その中でどういう切り口で出てくるかということの中で、そういうケースがあれば積極的にやっていただくということなのかなと思います。

唐木先生、どうぞ。

○唐木専門参考人 資料2-3の真ん中のところに、自ら評価案件候補として決定するもののほかにファクトシートそのほかの項目が入っていて、これが提案者に大変役に立つという御意見がありましたが、提案者に渡るのは資料2-6だけです。資料2-6には一切それが記載されていない。だからもしこれを提案者に知らせるべきであれば、資料2-6に加えなくてはいけないだろうと思います。

○川西座長 要するに、この募集するときに、そういう取り扱いもありますよということ募集の資料2-6の外部募集案に記すべきということ。いかがでしょうか。

○唐木専門参考人 今までの御意見だと、これがわかっていたほうが提案しやすいという御意見がありましたが、それを知らないとな今の議論が成り立たないということです。

○川西座長 事務局いかがでしょうか。

○山本総務課長 資料2-6の2ページ目の上の段落をごらんいただければと思います。ここの最初の段落のところで、自ら評価案件候補として選ばなくてもこういうことについて検討しますということを追記させていただこうと思っております。

○川西座長 よろしいでしょうか。そういうことで少しそのあたり、説明を加えるということで対応しますということですが、それ以外にございますか。

では、今いろいろ御意見をいただきました。大体のコメントはこれからの選定に当たってこういう配慮をするということが多かったと思います。それで資料2-3で先ほど幾つか、自ら評価案件候補として決定以外に幾つか取り上げ方にバリエーションを持たせるといふ考え方は、大体先ほど出た御意見を聞かせていただくと、皆様に賛同いただけたいと思いますので、資料2-3と資料2-4はこれで了解ということで、資料2-5も了解ということ。それから、資料2-6に関しては今、唐木先生から御指摘がございました部分について、事務局で追加修正案をつくっていただいて、これも座長一任と言うと怒られるかな。最終的な確認は座長一任のほうでさせていただいて、今の精神を盛り込む形をファイナルにさせていただくということで御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、次に3番目の議題に移らせていただきます。平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練について、まず事務局から説明をお願いします。

○山本総務課長 資料3-1と資料3-2で御説明申し上げます。

まず資料3-2をごらんいただければと思います。平成26年度の食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきましては、前回の企画等専門調査会でも御議論をいただき、その後、開催されました2月の食品安全委員会に報告し、資料3-2のとおり決定されているものでございます。

まず基本方針といたしましては、食品安全委員会は前年度までさまざまな緊急時対応訓練を行ってまいりましたけれども、その成果を生かしつつ、26年度においても引き続き緊急時対応訓練を実施する。実施に当たっては政府全体としての緊急時対応体制を強化するため、その取りまとめの役割を担う消費者庁と密に連携をとりながら訓練を設計するとしております。

「2 重点課題」にありますように、食品安全委員会緊急時対応手順書というものがあるのですが、それにかかわる実務研修と確認訓練の二本立てで実施をしていくということでございます。

確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえるというものでございます。ここまで決定していただいております。

その後、資料3-1の2枚目のほうでございますけれども、今年4月に消費者庁で策定された消費者庁緊急時対応訓練計画というものがございますので、参考までにつけてございますが、ここでも同様に重点課題として、関係府省との実動訓練を通じて①～④にあるようなことについての重点的な確認をする、スケジュールは11月に関係府省との実動訓練

を実施するとなっております。これらを踏まえまして資料3-1の1枚目でございますけれども、食品安全委員会の緊急時対応訓練の骨子を整理をさせていただいております。

まず4月に実施した緊急時対応手順研修では新任者を中心とした事務局職員が、対応時手順のポイントに沿って実際にいざというときに動けるか、役割分担、手順などを研修するものでございます。ホームページ掲載研修は5月に実施済みでございますが、これらも新任者を中心に係長級職員が、緊急時の情報発信でホームページに必要な情報を立ち上げるための研修でございます。

9月、10月にメディア対応研修を実施しますが、これは架空のシナリオを幾つかつくりまして、模擬のプレスリリース資料を作成し、また、それをもとに模擬の記者会見を行うものでございます。これは事務局職員だけではなくて委員も参加をいたします。昨年度との違いは、記者会見等につきまして、これまでメディア関係者の方にお入りいただいて講評をいただくということをやってきたのですけれども、メディア関係者のみならず、消費者団体等にもお声をおかけして講評をいただこうというものが本年度の新機軸でございます。

次に、確認訓練を11月に実施いたします。これは消費者庁中心に私ども、厚労省、農水省、この4府省が合同訓練という形で行いますけれども、新しい要素としては実践的なシナリオ、参加者には非提示の実践的なシナリオで実施をしていくという部分でございます。実は昨年度は食安委の職員については、非提示のシナリオのもとに臨場感のある訓練をやって、成果が上がったのだということに関係省庁にも報告をしておりますので、できるだけそれに近い形で全省庁が参加できるように調整をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明の内容あるいは資料の記載内容、記載事項について御質問、御意見等がありましたら。

有路専門委員、どうぞ。

○有路専門委員 確認をさせていただきたいのですけれども、いわゆる緊急時と言っているクライシスの定義というところを、どこまでの範疇にされているのかというところをお伺いしたいというところがございまして、緊急の例えば食品事故とか毒物混入というものは当然範疇になるのですが、皆さんも御存じのように、某漫画によって何というか放射性物質の件がああいう非常にクオリティの低い表現をされることによって、世の中のリテラシーの低い方々が真に受けてしまう。ああいうものは結構インパクトとしては大きくて、明らかな誤りであったとしても、若干悪意が入った形でああいう表現をしてしまうということの影響もある。こういうものはイレギュラーな事態であることは間違いありませんので、この範疇でやることではないかもしれませんが、このレベルをどこまでコントロール

して、どういう対応をするのかというのは、あるのだったら教えてほしいですし、ないのだったらそういうふうなものに対する対応も含めるべきではなかろうかという気がします。以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。

○山本総務課長 この訓練は緊急性を要するもの、すなわち、事態をまず認知して、非常に短い時間の間にそのハザード情報を集めて、国民に発信しなければいけないという、差し迫った案件を取り上げるのに意味があるのだらうと思っています。極めて時間の短い中で、時間制約がある中でできるかどうかということになりますので、そういう意味では訓練で取り上げるクライシスの範囲というのは、ある程度限定されてくるかと思います。

しかしながら、今、有路専門委員がおっしゃられました漫画の件。そういうものはもう少し時間をかけて対応ができるものだと思いますけれども、それらの対応につきましては、この緊急時対応手順とはまた少し違いますが、適切にどのように取り組んでいくかというのは検討していかなければいけない課題だと思っています。

○川西座長 ありがとうございます。

大西専門委員、どうぞ。

○大西専門委員 2点ほど確認と御質問をさせていただければと思います。

これは先ほどお話があったように、非常に緊急性を要する場合の訓練だと思うのですが、シナリオの非提示ということなのですが、例えば時期であるとかタイミングという、いわゆる抜き打ち的な内容になっているのかどうかというのを教えていただきたいと思ったのが1つ。

あと、所要時間です。これも目安なのか、昨年度実施された中で実際にこれだけのお時間がかかったということなのか。要は実際にこの模擬訓練は非常に有効だと思うのですが、実際に模擬プレスリリース、要はクライシスの内容によっても困難さがかなり変わってくると思うのです。

例えば昨年度どういった、前回の資料にあったと思うのですが、非常にトレースがしやすいもの、事実がつかみやすいものについては非常にこういった対応がスムーズになると思うのですが、先ほどお話もありましたように、ISO22000も含めてそういったきちんと対応ができる企業ばかりではないと思いますので、ぜひそういった対応が困難な場合の模擬訓練、そういったストーリーも含めて、ぜひ御検討いただきたいなと思いました。

この2点、要は抜き打ちかどうか、あとお時間の設定、模擬訓練の内容について御質問させていただきます。

○山本総務課長 まず1つ目の御質問ですが、先ほどシナリオは非提示だと申し上げましたけれども、実施の日時は決めて対応いたします。というのは、この訓練をやっている間はほかの業務ができませんので、実際そうこうしているうちでも本当に危機案件が飛び込んでくる可能性があるのです、それは関係省庁とも日にちを設定しなければならないと考えております。

実働時間でございますが、実際、丸一日、確認訓練ではかかっております。9時半ぐらいから始めて、そこで大体10時ぐらいに第一報が飛び込んでくるのです。その後で初動の情報を集めたり、第一報目のプレスリリースを打ったりというものをやって、午後に入ってから記者会見準備をして、3時ぐらいまでに記者会見が終わるのですけれども、その後、私たちは反省会とって1時間半から2時間ぐらいかけてどういう点がよくて、どこがいけなかったのかというのを全員参加で意見交換をしまして、5時過ぎぐらいまで昨年ばかりだったので、大方丸一日使ってやっているという感じでございます。

取り上げる案件でございますけれども、毎年毎年、中身は変えております。昨年の場合ですと、外国から輸入された瓶詰めのグリーンオリーブがボツリヌス菌で汚染されていた事案を取り上げたのですが、そこは対処が難しいもので、また、ハザードの性格も余りよくわかっていないものも含めて、毎年シナリオを変えていかななくてはいけないのだろうなと思っております。

○川西座長 どうぞ。

○堀口専門委員 質問です。メディア対応研修で今年度から模擬記者会見の場にメディアの人だけではなく、消費者団体の方なども入るというお話がありましたが、この専門委員会の委員の方々は見ることはできるのですか。

○山本総務課長 御要望がありましたら、ぜひ見ていただきたいと思っております。

○堀口専門委員 ぜひ見たいので、お願いします。

○川西座長 ということですが、問題ありですか。ないですね。丸だそうです。では、よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。

○戸部専門委員 先ほど大西委員がおっしゃった時間の管理のところも大事な要素だと思います。確かにその訓練のときは朝9時半に第一報が入ってということで、作業としては理解できるのですが、実際のことになると例えばできるだけ早く知らせないといけないということであれば、例えばお昼のニュースに間に合うようにとか、夕方のニュースに間に

合うようにとか、案件の種類によって違うと思うのですが、ある程度そういっためどというか、こういうクライシスに対してはこのくらいのタイミングで情報が出せるようにとか、ある程度ストーリーを決めておいて、そこがクリアできるかどうかという視点での訓練も大事なのではないかと私もお伺いして思いました。

○山本総務課長 非常に貴重な御意見をいただきましたので、また関係省庁とシナリオをつくる際にも考慮していきたいと思っています。

○川西座長 どうぞ。

○河野専門委員 私もシナリオ非提示の形で実動訓練をされるということで、これはしっかりやっていただきたいと思うのですが、一番関心があるのは情報入手体制の整備というところでして、情報が入ってくれば、正しい形で情報が上がってくれば、この訓練以降はしっかりワークする。訓練を積み重ねるのですけれども、そもそも今回のアクリフーズの件も情報が曖昧であった。ですからそのあたりの情報入手に関しましては、この緊急時対応、これは訓練ですけれども、そのあたりでこの計画の中、どういうふうに位置づけていらっしゃるって、その辺の精度アップをどう考えていらっしゃるかというのを1点質問したいと思います。

さらに今回、必ずしも連携が図れていたかということ、連携が図れていたかどうかということも情報入手の結果報告を伺っていますと、記者会見をテレビで見ても知ったとか、本当にしっかりと情報がとれていて、連携がすぐにとれたかというところが非常に不安なところで、連携強化に関しましてもこの訓練というところでどんなふうにかかっているかということ、見直しをお聞かせいただければと思います。

○川西座長 いかがでしょうか。

○山本総務課長 まず企業さんの情報を真っ先にどこがキャッチするかということ、通常、保健所がキャッチします。保健所がキャッチしたら厚労省にすぐ上がってきます。先ほどのアクリフーズの件では、保健所に届くまでにかかなり日数がかかっているのです。厚労省も年末ぎりぎりになって初めて知ったというところだろうと思いますので、そこらは少し、この緊急時対応訓練の範疇を超えますけれども、どうやって情報を集めていくか。情報整備体制についてはリスク管理官庁ともども、一緒に適切に動くように考えていきたいと思っております。

また、訓練上の話としては、情報入手が遅れるようなシナリオをつくって、緊急時対応としてはどうしたらいいか。そこら辺のバリエーションがどこまでできるかわかりませんが、あらゆる事態を考えてシナリオを検討していきたいと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

それ以外に何かございますか。

○大澤専門委員 済みません、きょう初めてでして、前からこのような訓練をやっていることを知らなかったのですけれども、ホームページ掲載研修であるとかメディア対応研修が食品安全委員会の事務局でされていて、それをもって最後は確認訓練に入り、一番最後に関係府省庁との合同の実動訓練になっています。他の関係府省庁も同じようなメディア対応研修やホームページ掲載研修というのは実施されているとは思いますが、その内容について皆さん同じような研修内容なのですか。

なぜかという、関係府省庁は、それぞれ役割が違うと思います。ここの省庁からはこういう情報が出ていく、ここの省庁からこういう情報が出ていくのであれば、それは緊急対応のときには、どのホームページを見ても同じような一元化された情報発信が一番ベストなわけです。そういった関係の研修というのは、どの様にされているのか疑問に思いましたので、質問させていただきました。

○川西座長 いかがでしょうか。

○山本総務課長 関係省庁におきましても、多かれ少なかれ似たような緊急時対応訓練をされているかと思いますが、ただ、私どものところほど体系化されたものはないのではないかと考えております。

そこで私どもでこういう年間を通して訓練をやっているという情報につきましては、食品安全にかかわる関係府省には情報共有をさせていただいておりますし、また、確認訓練の取りまとめをやっております消費者庁さんは、昨年はずっと私どもの研修は見学にいられておまして、そういうところで情報共有して、ノウハウを均てん化していくというところで役に立っているのではないかと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

小出専門委員、どうぞ。

○小出専門委員 今の御質問と似たところがあるのですけれども、食品安全委員会の緊急事態の対処というのは、今、起きている事態を一番正確に把握して、それがどのくらい危険度があるかという評価を出すことなのだろうと思うのです。ですから消費者庁だったり厚労省は当然危機管理モードになっていて、当然その人たちはいろいろな訓練をするでしょうし、私は企業にいるからそちらの訓練をしますけれども、一番大事なことはどのくらいこれが危ないんですかと。その辺ははっきりさせておかないと、この議論をするときに

先ほど委員が言われたような混乱があるのだらうと思うのです。

このメディア対応の研修の評価についても、消費者団体の方が入るのも結構なのですが、それが本当に危険の度合いあるいは危険のそれほどでもない度合いが正しく伝わるかということで評価をされないと、最終的に厚労省あるいは農水がやる危機管理対応の結果の評価とは、別な評価をちゃんとやるべきなのではないかと思います。

もう一つ、過去の食品安全委員会のやっていただいたことの中で、この前の原発事故の後、評価に関しては非常に早い段階でわかりやすいものを出していただいたと思うのですが、こういう新たな訓練というのはもちろん必要なのですが、過去の、特に原発関係なんか、ぜひ新任の職員も含めて評価を伝えるという意味でどれだけのことをやって、どういう課題が残っていてということをぜひ総括していただきたいですし、もしケースを見つけるのであれば、原発を稼働すれば原発事故というのは必ずまた起きますから、起きるという想定でひとつストーリーを変えてやってみたらいいのではないかと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

今の御意見に対して。

○姫田事務局長 まさしく小出専門委員のおっしゃるとおりでございまして、まず原発の話で言うと、その危機感を持って、大体前回リスク評価したときの職員が一通りほぼ変わってしまいますので、実は局内で伝統を伝えるというのはおかしいですけども、きちんとそのときの情報を整理してということで、共通認識を持とうということで、前回の私ども事務局内での勉強会をしたところでございます。まさしく委員がおっしゃっていることに対しての危機感を持ちましたので、おっしゃるとおりのことをさせていただいてございまして。

それから、もちろん食品安全委員会として例えば先ほどのボツリヌスについても、要するにボツリヌス菌そのもののリスクがどういうものであるか、あるいはハザードの実態がどうであるかということを経済をまずプレスリリースする。それが国民にわかりやすい形でプレスリリースできるようにというのが、1つの前回の課題でございました。

もう一方で、厚労省あるいは農水省がきちんと動いているのかということをチェックしていくというのも私どもの課題なので、それはそういうふう厚労省、農水省がきちんと動いているのかということ踏まえています。もちろんプレスリリースについても前回たしか厚労省、農水省と同じ内容で、もちろんそれぞれの方言がありますから多少違いますけれども、同じ内容でのプレスリリースができるかということも含めて一緒に訓練をやったという次第でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。有路専門委員、どうぞ。

○有路専門委員 今、小出専門委員がおっしゃった内容と私の考えが異なる部分がございます。その点はリスクの大小と申しますか、それを伝えることが非常に重要なところだとは思いますが、それだけではなく、今のリスクコミュニケーションのあり方と言うと捉え方と申しますか、考え方、その後どう行動すべきかというところまでは、一通りお伝えしないといけないというのが実情だと思いますので、そういうところを含めた御意見だったのかもしれませんが、リスク認知で必ずしもいわゆる客観的リスクの値が、数字が与えられたところで主観的リスクが正しいものに、狙いどおりになるとは限りませんので、そういうところの誘導も含めた表現の仕方ということまでが範疇になるかと思えます。これが1点。

もう一つ、これは細かいところなのですが、リスクの専門家の方々がいる前で言うのは恐縮なのですが、原発の場合は稼働していようとしていまいとリスクは変わりませんので、基本的に存在しているだけで基本的にリスクは存在していて、稼働していてもしていなくても、ベネフィットとリスクはちゃんと考えないといけないものですので、現時点での本当は評価自身が正しい。

どういうことかと言うと、稼働するとリスクが高まるわけではなくて、存在していることによって、そこに何らかの天然の災害が発生することによってダメージが来ることによるリスクのほうがはるかに高い。だから現状のところ、そこは電力会社さんもそうですし、経産省も NEDO も含めてちゃんとプレスリリースをされていますけれども、世の中の認知としては稼働をとめていたらリスクがないんだと。稼働するからリスクがあるんだという非常にリスク学的には違うのではないかと申すところがありますので、そこら辺も食安委が考えるネタでは多分これはないと思うのですが、どちらかと言うと NEDO とか経産省が考えるべきだと思うのですが、そこはちょっと私も個人的にかかわっている関係がありますので意見を申し上げたいところです。

○姫田事務局長 前者については私の言葉が足らなくて、今、有路専門委員がおっしゃったように、ではハザードの特徴がどうだから、どうしようということをつけ加えてプレスリリースを前回もつくっています。ですから、それはいわゆる人によって当然対応が違うべきでありますので、それも踏まえたプレスリリースをどうつくるか。それがわかりやすくつくれるかということの訓練を今しております。

○川西座長 ほかにございますか。

では、いろいろ御意見が出ましたけれども、まず1つは、この資料に関してはこれで了解ということ。それで中身に関しても私が見てもこれだけの訓練ということをきちんと定期的にやっている組織、実はそんなに多くはないのではないかと申すぐらい。ただ、国のレベルで見たらリスク評価機関、リスク管理機関を含め、すべての機関が統合したような形

をやっていく方向を先導してほしいという意見がきつとあったのだらうなと私は受け取りましたが、いずれにしてもそういうことをやっていただきたいということだったかと思えます。

いずれにしても、それぞれの意見の中にはこの食品安全委員会を超えたような御意見もあったようにも承りましたが、参考になる部分がありましたら取り入れていただいて、平成 26 年度の緊急時対応訓練を実施するようにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、4 番目の議題でその他に移りたいと思います。その他といたしましては事務局から報告事項がございます。それはリスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置についてですが、これについて事務局から説明をお願いします。

○野口リスクコミュニケーション官 前回、1 月に開催されました第 9 回の企画等専門調査会の場で御報告させていただきました、リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の件でございますが、資料 4 のとおり、先月 5 月 13 日の食品安全委員会で設置についてということを決定いたしました。趣旨については前回御報告したとおりでございます。

構成、運営と書いてございますが、その裏面をごらんください。全部で 10 人の方に勉強会メンバーという形で入っていただきまして、事務局と一緒に勉強会をこれから進めたいと考えているところでございます。こちらの企画等専門調査会の中からも 6 名の方に御参画いただいているところでございます。

第 1 回目の勉強会は、先月 5 月 23 日の金曜日に開催いたしましたところでは。そして第 2 回目といたしましては今月 6 月 26 日を予定しております。そして、第 1 回、第 2 回と勉強会を開催した後、来月の 7 月 11 日に開催されます第 11 回の企画等専門調査会の場において、第 1 回目と第 2 回目の勉強会の概要を御報告していきたいと思っております。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

この勉強会メンバーには、この委員会の中から 6 名の委員の方が参加されているかと思えますけれども、ただいまの御説明に対して、その委員の方でも結構ですし、追加あるいは御質問、御意見ございますでしょうか。

○堀口専門委員 追加としまして公開でしておりますので、第 1 回目いろいろな方が傍聴に来ていただきました。この勉強会のメンバーに入っていないこの委員会の委員の方々も御興味があり、お時間がある場合には、ぜひ傍聴していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。ないようでしたら、この趣旨、資料4に沿って勉強会の運営に当たっていただき、また後日、この委員会にも御報告をよろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、用意している議題はほぼ終わりましたが、その他、事務局から何かございますでしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 1つこちらから情報提供というか、宣伝をさせていただきたいのですけれども、毎年、海外の有識者の方をお招きいたしまして、セミナーという形で最新の知見を得る機会を設けております。昨年はヒ素に関するセミナーとかを実施したところでございますが、ことしも来る6月19日の木曜日に、ビスフェノールAに関する国際セミナーを開催する予定としております。EFSAにおける評価の動向ですとか、ビスフェノールAに関する最新の研究状況につきまして、こちらはFDAの担当の方に来ていただいて、御講演いただく予定となっております。詳しくは後ほどメールで皆様方に御案内させていただきたいと思ひますが、6月19日の1時30分から、この場所ではなく、隣の乃木坂駅にございます日本学術会議の講堂で行うこととなっておりますので、ぜひ、御都合つく方にはいらしていただきたいなと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

それ以外は何かございますでしょうか。

○山本総務課長 ございません。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。きょうは皆様の御協力、御支援もございまして、30分も早く終わりました。有り難うございます。それでは次回の日程についてどのようになっているか、御説明をいただきたいと思ひます。

○山本総務課長 次回の企画等専門調査会でございますが、7月11日金曜日を予定しております。案件は食品安全委員会のリスクコミュニケーションについて取り上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○川西座長 それでは、以上をもちまして第10回「企画等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございます。